

目 次

	ページ
議第 7号 可茂消防事務組合議会の個人情報に関する条例の一部を 改正する条例について	----- 1

議第 7 号

可茂消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について

上記の議案を可茂消防事務組合議会会議規則（平成 25 年可茂消防事務組合議会
規則第 1 号）の規定に基づき例によることとされた美濃加茂市議会会議規則（昭和
51 年美濃加茂市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり提
出する。

令和 7 年 3 月 10 日提出

提出者 可茂消防事務組合議会議員 森 弓子
賛成者 可茂消防事務組合議会議員 佐藤 文彦

可茂消防事務組合議会議長 澤野 伸 様

記

可茂消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
可茂消防事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年可茂消防事務組
合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 100 万円以下の罰金に処する。	第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の <u>懲役</u> 又は 100 万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

